

令和3年4月1日
名古屋税関

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「名古屋港湾合同庁舎他
13 施設維持管理業務委託」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、
「名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託」に係る民間競争入札を実施し、下記のとおり契約を締結しましたので公表します。

1. 契約相手方の名称等

名 称 株式会社ナショナルメンテナンス
代表者氏名 篠村 安弘
所 在 地 滋賀県彦根市犬方町790番地

2. 契約金額（消費税込み）

247,500,000円

3. 実施期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

4. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 維持管理業務の概要

本業務は、対象施設の各設備を常に良好な状態に保ち、また、対象施設の利用者が快適に業務を行えるように維持管理業務を適切に実施するものである。

なお、対象業務は次のとおりとする。

ア 設備運転・監視及び日常点検・保守

本業務は、日常点検により建築設備等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資するほか、各種測定・検査により建築設備等の衛生的な環境の確保に資することを目的とした建築設備等の運転・監視及び日常点検保守に関する業務である。

① 電気設備点検保守

② 機械設備点検保守

イ 定期点検及び保守

本業務は、法令等に基づいた定期点検により建築物等の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とした建築物等の定期点検、臨時点検及び保守等に関する業務である。

- ① 自家用電気工作物保安管理
- ② 空調設備保守
- ③ 空調関連設備保守
- ④ 個別空調設備保守
- ⑤ 地下タンク及び危険物屋内貯蔵所点検保守
- ⑥ 貯水槽清掃
- ⑦ 汚水・雑排水槽清掃
- ⑧ 水質検査（飲料水関係）
- ⑨ 中央監視装置保守
- ⑩ 消防設備点検
- ⑪ エレベータ設備保守
- ⑫ 自動扉保守
- ⑬ 建築物等点検
- ⑭ 免震装置点検

ウ 清掃等業務

本業務は、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な執務環境を整備及び公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とした建築物等の清掃、害虫駆除及び緑地管理に関する業務である。

- ① 日常清掃業務、日常巡回清掃業務
対象施設における除塵、拭き、ごみの収集等（搬出・処分業務は含まない）の日常的な清掃業務。
- ② 定期清掃業務
対象施設における除塵、拭き、洗浄、保護剤の塗布等の定期的な清掃業務。
- ③ 害虫駆除業務
対象施設におけるねずみ等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物に関する調査及び防除に関する業務。
- ④ 緑地管理業務
対象施設における定期的な刈込、剪定、除草等に関する業務。

エ 執務環境測定業務

本業務は、健康被害の発生防止、視作業による作業効率の向上、作業安全の向上

及び健康障害の防止に資することを目的とした建築物等の執務環境の測定に関する空気環境測定、照度測定、作業環境測定に関する業務である。

① 空気環境測定

対象施設における建築物等の執務環境の測定に関する業務。

② 照度測定

対象施設における建築物の照度の測定に関する業務。

オ 警備業務

本業務は、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とした対象施設の警備に関する業務である。

(2) 実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施に当たり、達成すべき質について、民間事業者に対して以下の要求水準を設定する。

ア 名古屋税関が実施する施設アンケートの不満度を30%以下とする。

イ 維持管理業務の不備に起因する当施設における執務の中断回数は0回とする。

ウ 維持管理業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数は0回とする。

エ 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間は概ね10分以内とする。

オ 障害発生時及び緊急対応時の現地到着までの所要時間は概ね120分以内とする。

カ 維持管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我の発生回数は0回とする。

5. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告書について

ア 業務計画書の作成と提出

事業者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに当該年度の管理・運營業務計画書を作成し当関に提出すること。

イ 業務報告書の作成と提出

事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様）。）、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

① 事業者は、業務日報を毎日作成することとし、翌開庁日に施設管理担当者に提出しその確認を受けること。

② 事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の開庁日に施設管理担当者に提出すること。

③ 事業者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前開庁日とする。）までに、当該事業年度に係る管理・運營業務に関する年間総括報告書

を当関に提出すること。

- ④ 事業者は、当関の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

ウ 検査・監督体制

事業者から報告を受けるに当たり、当関の検査・監督体制は次のとおりとする。

- ① 監督職員（官職指定） 別途、当関が定める職員による。
- ② 検査職員（官職指定） 別途、当関が定める職員による。

(2) 調査への協力

当関は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該管理・運營業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする当関の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示等

当関は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で事業者に対し、追加で指示を行うことができる。

なお、当関による指示の経路については以下のとおりとする。

ア 統括管理責任者を通じた報告・指示

事業者から当関への事業計画書・事業報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記イの緊急時等を除き原則として統括管理責任者を通じて行うものとする。当関は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等、統括管理責任者に必要な指示を行うものとする。

イ 緊急時における報告・指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）は、業務責任者及び業務従事者（以下「業務責任者等」という。）は当関に直接報告を行うことができる。また、緊急時等には、当関は業務責任者等に直接指示を行うものとする。このような場合、業務責任者等は、統括管理責任者に対して、必ず事後報告を行う。

(4) 秘密の保持

事業者は、本業務に関して当関が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

- ① 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、当分の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

- ① 事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。
- ② 事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

- ① 事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- ② 事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

オ 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

カ 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

キ 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業が終了した日又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

② 事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当関の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

事業者は、本業務の対象施設において、当関の許可を得ることなく自ら行う事業又は当関以外の者との契約（当関との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は当関以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 再委託の取扱い

① 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務遂行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

③ 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で当関の承認を受けなければならない。

④ 事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

⑤ 再委託先は、上記5.(4)及び(5)イからサまでに掲げる事項については、事業者と同様の義務を負うものとする。

⑥ 事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

ス 契約内容の変更

事業者及び当関は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれ相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

セ 設備更新の際における事業者への措置

当関は、次のいずれかに該当するときは、事業者にその旨を通知するとともに、事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- ① 設備を更新、撤去又は新設するとき（仕様書で規定している場合を除く）
- ② 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- ③ 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

ソ 契約解除

当関は、事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- ① 偽りその他不正の行為により落札者になったとき。
- ② 法第 10 条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ③ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ④ 上記③に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ⑤ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ⑥ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- ⑦ 事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ⑧ 暴力団関係者が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ⑨ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

タ 契約解除時の取扱い

- ① 上記 5. (5)ソに該当し、本契約を解除した場合には、入居官署は事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支払う。
- ② この場合、事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記①の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として当関の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 当関は、事業者が前項の規定による金額を当関の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 当関は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当関から事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

チ 不可抗力免責

事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

ツ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と当関が協議するものとする。

6. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当関が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行ったときは、当関は当該事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該事業者は当関に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

【お問い合わせ先】

名古屋税関総務部会計課営繕係

052-654-4039